

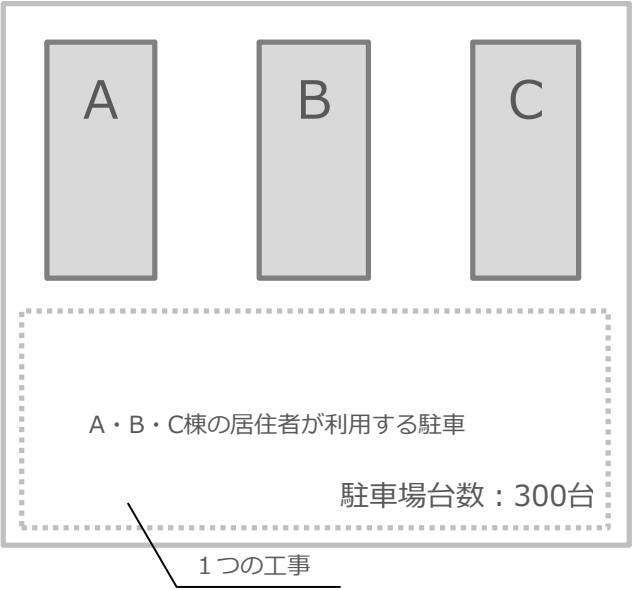
■ 1つの工事について

マンション等の駐車場に設置する場合は、状況により1つの工事の考え方が異なります。

ケース 1)

複数棟の居住者が共同で利用する駐車場の場合

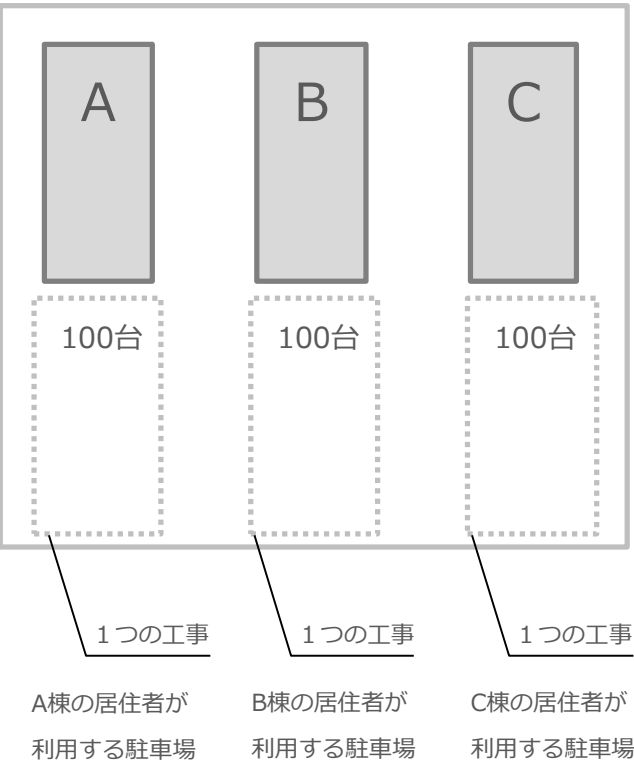
複数棟の居住者が共同で利用する駐車場に設置する場合は駐車場全体で「1つの工事」となります。



ケース 2)

各棟の居住者用ごとに駐車場が分かれている場合

各棟の居住者用ごとに分かれている駐車場に設置する場合は、それぞれの駐車場ごとに1つの工事となります。

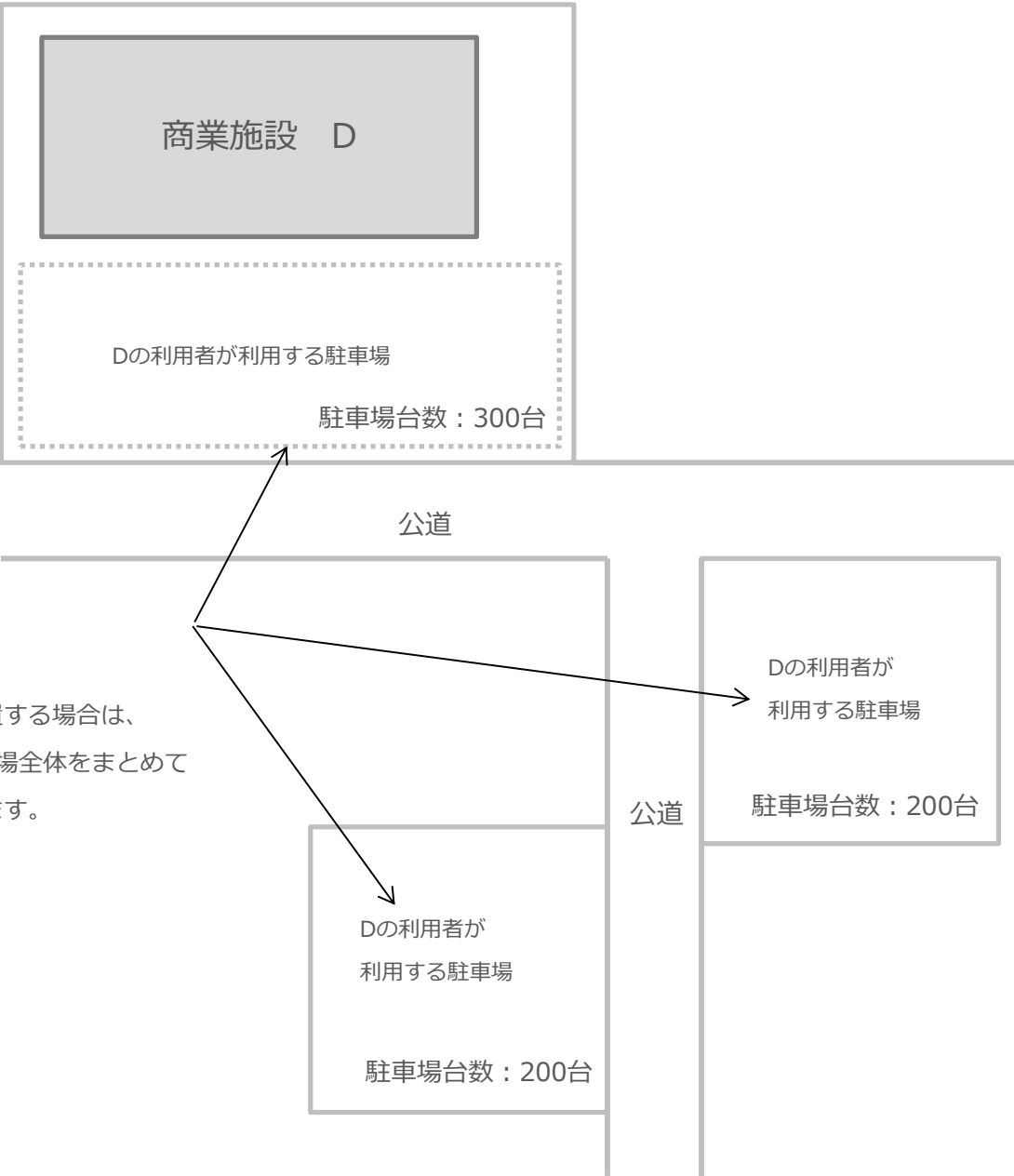


それぞれの工事が「1つの工事」となります。

2026/7/17

ケース 3)

商業施設などで複数の駐車場に設置する場合



駐車場をまたがって設置する場合は、1つの施設に属する駐車場全体をまとめて「1つの工事」となります。